

白井市第5次総合計画策定方針

平成25年10月

1. 策定の目的

市は、長期的展望をもつ計画的・効率的な行政運営の指針として第4次総合計画（平成18～平成27年度）を策定し、将来像である「市民と築く安心して健康なまち しろい」を実現するため、各種施策や事業を推進してきたところである。

同計画が平成27年度をもってその計画期間を終了することから、その成果や課題等を踏まえ、さらに社会環境の変化等を的確にとらえた新たなまちづくりを進めるためには、次期の総合計画を策定する必要がある。

このことから、次期総合計画の策定に関し基本的な事項を定め、策定作業の円滑な推進を図るものとする。

2. 策定にあたっての視点

- (1) 少子・高齢化対策、持続可能な活力ある地域づくりを最重点課題とし、その課題に対応するものとする。
- (2) 開かれた行政、市民参加・協働のまちづくりに対応するものとする。
- (3) 引き続き行財政改革を推進し、身の丈にあった行財政運営に対応するものとする。
- (4) 市政の最上位計画として、各行政分野における計画が連動、整合するものとする。

3 . 名称及び構成

- (1) 総合計画の名称は、白井市第 5 次総合計画とする。
- (2) 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。
- (3) 基本構想は、将来像、基本理念、将来人口、土地利用構想及び施策の大綱から構成し、施策の大綱は、将来像を実現するための基本的な施策の方針を明らかにするものとする。
- (4) 基本計画は、基本構想で明らかにされた施策の大綱を受け、その課題等の解決を図るための基本施策を体系的に示すものとする。
- (5) 実施計画は、基本計画において定められた基本施策を実現するための具体的な事業を明らかにするとともに、財源の裏付けを伴ったものとする。

4 . 目標年度

- (1) 基本構想は、平成 2 8 年度 (2 0 1 6) を初年度とし、平成 3 7 年度 (2 0 2 5) を目標年度とする。
- (2) 基本計画は前期と後期に分け、前期基本計画は、平成 2 8 年度 (2 0 1 6) を初年度とし、平成 3 2 年度 (2 0 2 0) を目標年度とする 5 か年計画とする。後期基本計画は、平成 3 3 年度 (2 0 2 1) を初年度とし、平成 3 7 年度 (2 0 2 5) を目標年度とする 5 か年計画とする。
- (3) 実施計画は、基本計画の前期と後期に対応する 5 年毎の計画とする。ただし、毎年度、実施計画事業の事務事業評価を実施し、社会情勢の変化や市民ニーズ等を勘案しながら、事業内容や事業の見直し等を行うものとする。

【計画期間のイメージ】



5．策定の時期

- (1) 基本構想は、平成26年度末までに策定するものとする。
- (2) 基本計画は、前期基本計画にあつては平成27年度末まで、後期基本計画にあつては平成32年度末までに策定するものとする。
- (3) 実施計画は、前期基本計画の実施計画にあつては、平成27年度末までに、後期基本計画の実施計画にあつては、平成32年度末までに策定するものとする。

6．策定方法

(1) 市民参加

第5次総合計画の策定にあつては、市民参加条例に基づき、広く市民の意見を反映させるため、次のような機会の提供により、基本構想及び基本計画の策定過程における市民の参加を推進するものとする。

白井市総合計画審議会

(基本構想及び基本計画について、諮問に応じて調査・審議し、
答申)

住民意識調査 (無作為抽出：2,500人対象)

地区別意見交換会(全ての市民対象：自由参加)

地区別・分野別ワークショップ(無作為抽出等市民対象)

次世代を担う、児童・生徒の意見把握(アンケート又はインタビュー)

パブリックコメント(全ての市民対象)

(2) 庁内体制

第5次総合計画の策定にあたっては、白井市総合計画策定会議を組織するとともに、広く職員の参加も求め、全庁横断的体制で取り組むものとする。

7. 広報等

第5次総合計画の概要及びその策定過程における重要事項については、広報しろいや市ホームページをはじめとする利用可能な情報手段を用いて、広く市民に公表するものとする。

8. その他

(1) 策定にあたっては、関連性の深い都市マスタープランと同時に策定を行い、その整合性を確保する。

(2) 策定方針に定めるもののほか、第5次総合計画の策定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。